

## 7/22～ 性的マイノリティの人権（パートナーシップ制度）

みなさんは、性的マイノリティという言葉を知っていますか。

ふだん気づいていないだけで、みなさんの周りの人たちの中にも、好きになる性が必ずしも異性のみでない人、「こころの性」と「からだの性」が異なる人、などがいらっしゃるかもしれません。

性のあり方はいろんな形がありますが、必ずしも目に見えるものではありません。ただ、「見えない」から自分のまわりに性的マイノリティが「いない」ということにはなりません。これまでの調査から、性的マイノリティは人口の3%から10%程度の割合でいらっしゃる考えられており、私たちの家族、友人、同僚など、あらゆるところでいっしょに暮しています。

近年、LGBTQなど性的マイノリティについて、社会的関心が高まっている一方で、実際に様々な困りごとに直面していたり、誰にも相談できずに生きづらさを感じたり悩んだりしている当事者が少なくありません。

令和5年6月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」いわゆる「LGBT理解増進法」が施行されました。性的マイノリティであることを理由とした、不当な差別はあってはならないと定められており、また、事業主においても、雇用する労働者の性の多様性に関する理解増進に努める必要があるとされています。

丹波市では、「性的マイノリティの人権」を重要な人権課題の一つとして位置づけ、性的マイノリティに寄り添った支援体制づくりと、性の多様性を尊重する取組を行っています。性的マイノリティ当事者や当事者家族を対象とした電話相談窓口を設置しており、平日の午前9時30分から午後5時30分の時間帯に、専門相談員による電話相談を30分間無料で実施しています。事前予約制となっていますので、丹波市人権啓発センター、電話0795-82-0242にご相談ください。

また、令和5年4月1日より、「パートナーシップ宣誓制度」を導入しています。この制度は、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方または双方が、性的マイノリティである二人に対して、市がパートナーシップの宣誓書受領証の交付を行うものです。

法的な効力はありませんが、この制度の導入により、悩みや生きづらさを抱えている方々の生き方を尊重し、自分らしく幸せに生活していけるように、市として応援するものです。

あなたのまわりにも、社会の偏見や差別に悩み、友人や家族にも相談できず、孤立感や将来への不安を抱えている方がいらっしゃるかもしれません。みんなで性的マイノリティについて理解し、性の多様性が尊重される社会をつくっていきましょう。